

電気用品安全法（PSE法）対応予定のご案内

LED照明ユニット

LEDランプ及びLED照明器具が電気用品安全法（PSE法）に追加され、2012年7月1日より施行となるため、該当する製品と対応の予定をご案内します。

実施時期

2012年7月1日生産分より

対象機種と対応予定

製品シリーズ	機種内訳	PSE対象 /対象外	PSE対応（予定）
LF1A形		対象外	-
LF1B形	DC24Vタイプ	対象外	-
	AC100Vタイプ	PSE対象	LF2B形ACフリータイプに機種統合するため、PSE対応は行わず販売を中止させていただきます。 代替品：LF2B-**P-ATH-MW2-1M
	AC200Vタイプ	PSE対象	
LF1D形 LF2D形		対象外	-
LF1E形	DC24Vタイプ	対象外	-
	専用電源タイプ	PSE対象	PSE対応いたしません。 ⇒販売を中止させていただきます。
LF1F形		対象外	-
LF2B形	DC12/24Vタイプ	対象外	-
	ACフリータイプ	PSE対象	対応
LG1A形		PSE対象	PSE対応いたしません。 ⇒販売を中止させていただきます。
LG1C形		PSE対象	PSE対応いたしません。 ⇒販売を中止させていただきます。
LG1D形		対象外：照明器具 PSE対象：電源	PSE対応いたしません。 ⇒販売を中止させていただきます。
LG1E形		PSE対象	対応
LG1F形		PSE対象	対応
LG1H形		PSE対象	対応
LG1J形		PSE対象	PSE対応いたしません。 ⇒販売を中止させていただきます。
LG1K形		PSE対象	対応
LG2C形		PSE対象	2012年3月で販売を中止させていただきます。

※ 電気用品安全法（PSE法）とは、電気用品の製造販売などを規制するとともに、電気用品の安全性の確保について民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とした法律です。（その適用範囲は、定格電圧が100V以上300V以下及び、定格周波数が50Hzまたは60Hzの交流の回路に使用するものです。）

※ 従来より蛍光灯などの既存光源の一般照明器具は電気用品安全法の規制対象でしたが、LEDを光源とするものは対象外でした。

今回の法令改正により2012年7月1日以降製造するLED照明器具も規制対象となります。